五　申請者が、第三条の六第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六　申請者が、指定の申請前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七　申請者の役員等（法第三十六条第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及びニ並びに第三条の六第一項第八号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ　第三号又は前号に該当する者

ハ　第三条の六第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ　第五号に規定する期間内に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（市町村等事務の運営に関する基準）

第三条の三　法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

（指定事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三条の四　指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

（指定事務受託法人による報告）

第三条の五　都道府県知事は、市町村等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

（指定事務受託法人の指定の取消し等）

第三条の六　都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定事務受託法人が、法第十一条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったとき。

二　指定事務受託法人が、第三条の三に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正な市町村等事務の運営をすることができなくなったとき。

三　指定事務受託法人が、第三条の二第三項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

四　指定事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　指定事務受託法人が、不正の手段により法第十一条の二第一項の指定を受けたことが判明したとき。

六　指定事務受託法人が、法及び第二十六条第一項各号若しくは第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七　指定事務受託法人が、市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八　指定事務受託法人の役員等のうちに、その指定の取消し又はその指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2　市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（指定事務受託法人の指定等の公示）

第三条の七　都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一　法第十一条の二第一項の指定をしたとき。

二　第三条の四第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。）があったとき。

三　前条第一項の規定により法第十一条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

2　市町村又は都道府県は、法第十一条の二第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第十四条中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改める。

第十七条第四号中「及び第四十三条の三第二号」を「、第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項」に改める。

第二十四条の表第三十六条第三項の項中「第三十六条第三項」の下に「及び第五項」を加え、「（特定障害福祉サービスに係るものに限る。）」を削り、同表第三十六条第三項第十一号の項を削る。

第二十四条の四の表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十一号の項を削る。

第二十五条第一項の表第三十六条第三項第十一号の項及び同条第二項の表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十一号の項を削る。

第二十六条の六中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改める。

第二十六条の十五第一項の表及び同条第二項の表中

指定の申請	指定の更新
障害福祉サービス	相談支援

を

障害福祉サービス	相談支援

に改める。

第三十七条の表第三十六条第三項第六号の項中「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を「、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、同表第三十六条第三項第八号の項中「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を「、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項」に改める。

第四十三条の二第二項中「、補装具の購入又は修理」を「、補装具の購入等（同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第二号及び第四十三条の五第一項において同じ。）」に、「補装具の購入又は修理」を「補装具の購入等」に改める。

第四十三条の三第二号中「購入又は修理」及び「購入若しくは修理」を「購入等」に改める。

第四十三条の四第二項中「高額介護サービス費」の下に「並びに同法第五十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費」を、「高額介護予防サービス費」の下に「並びに同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費」を、「次条第一項第三号」の下に「及び第七項」を加え、同条に次の三項を加える。